

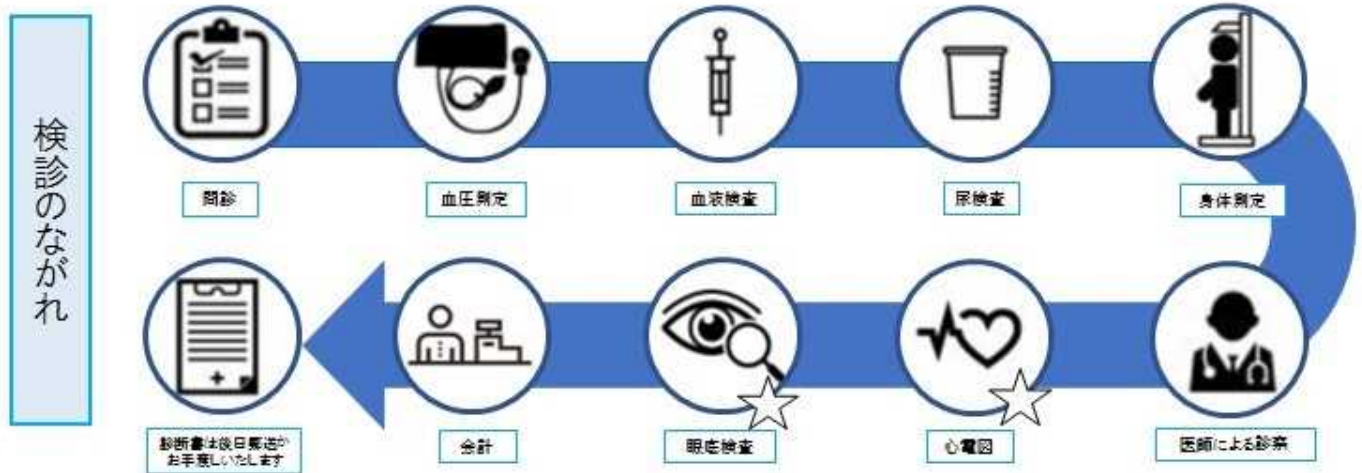
◆社会保険被保険者の被扶養者の特定健康診査

健康保険組合連合会（健保連）、全国健康保険協会（協会けんぽ）等に参加されている被保険者の被扶養者の方が受診できる特定健康診査です。

ただし、加入されている社会保険により検査項目・自己負担額が異なる場合や受診いただけない場合がありますので、加入されている健康保険組合、または健診担当までお問い合わせください。

社会保険	健康保険組合連合会、全国健康保険協会（協会けんぽ）等に参加されている被保険者の被扶養者の方が受診できます。 加入されている健康保険により、受診できない場合や検査項目・費用が異なる場合がございますので、加入されている健康保険組合へお問い合わせ下さい。
------	---

検査にかかるお時間の目安（基本部分）約 60 分



☆のついている項目はオプションです

